

令和7年度

コミュニティ ハンドブック

知多市企画部市民協働課

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| ☆ コミュニティって、なに | 1 |
| ☆ なぜコミュニティ活動が必要なのか | 2 |
| ☆ 地域問題の解決方法はどのようにすればよいのですか | 3 |
| ☆ コミュニティにとって大切な条件はなんですか | 5 |
| ☆ コミュニティ活動における市の役割は | 6 |
| ☆ どんな活動をするのですか | 7 |
| ☆ コミュニティ情報を発信（広報紙等）するには | 9 |
| ☆ 会議を上手に進めるためにはどうすればよいのですか | 11 |
| ☆ 市からの交付金はどのようになっていますか | 13 |
| ☆ コミュニティ連絡協議会とはどういう組織ですか | 14 |
| ☆ 地域担当職員制度はどのような制度ですか | 15 |
| ☆ 知多市のコミュニティの概要 | |
| ・ コミュニティ設立一覧表 | 16 |
| ・ コミュニティ地区別概要 | 17 |
| ・ コミュニティ組織の位置図 | 18 |
| ・ コミュニティの組織 | 19 |
| ・ 知多市コミュニティ連絡協議会組織図 | 29 |
| ・ 知多市コミュニティ連絡協議会規約 | 30 |

Q コミュニティって、なに

A 新しい形の地域社会

コミュニティ（地域コミュニティ）は、地域にお住まいの皆さんの自主的な参加とその総意に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された組織です。そこに住む皆さん方が、地域でどんな活動をするのか、地域に必要などんな活動ができるのか、コミュニティにとって一番大切なことになってきます。

コミュニティが、日本で議論され始めたのは、昭和44年からで、46年には、自治省がモデルコミュニティ構想を発表、愛知県でも48年度からモデルコミュニティの指定を始めました。

知多市では、子どもたちの行動範囲でもある「小学校区」を単位に、コミュニティづくりを進めました。56年度には新田小学校区に「東部コミュニティ」が発足し、62年度までに市内10小学校区全部にコミュニティが組織されました。

知多市のコミュニティは、設立当初は「地域の親睦」を主な目的とした地域づくりを推進してきました。現在は、地域の親睦だけでなく、自分たちの住む地域を自らの手で住み良くしていこうとする、自発的・主体的な地域づくりを目指す「地域課題解決型コミュニティ」を推進しています。

Q なぜコミュニティ活動が必要なのですか

A 住民同士の心のふれあいを回復



集合住宅に暮らす「単身者」世帯や「共働き」世帯が増え、進学や転勤などで移り住んでいく暮らし方も、珍しくなくなりました。これらの新しい生活形態は、地域での関係性を構築するチャンスが少ないため、つながりを持ちにくいと言われています。

また、社会問題として「孤独死」「ひきこもり」「老々介護」などの深刻化が話題となっており、普段からのご近所同士のたすけあ

いで、お互いに何かできないかと関心が高まっています。

コミュニティ活動は、お互いに交流を深め、まとまりのある地域社会を目指し、みんなで地域の問題を解決することによって、失われつつあった住民同士のふれあいを回復し、温かい人間関係をつくりだしてくれます。こうした活動は地域に住む人々が力を合わせて、自分たちの住む地域を自分たちの手で住みよくしていこうとする、とても大切な活動であるといえます。

私たちは多様な地域の仲間たちと新しいコミュニティ活動を柔軟に行うことが求められています。

Q 地域問題の解決方法はどのようにすればよいのですか

A 自分たちの手で問題解決を

コミュニティづくりには、皆さん一人ひとりが自分たちの住んでいる地域社会を見つめ直すことが大切です。

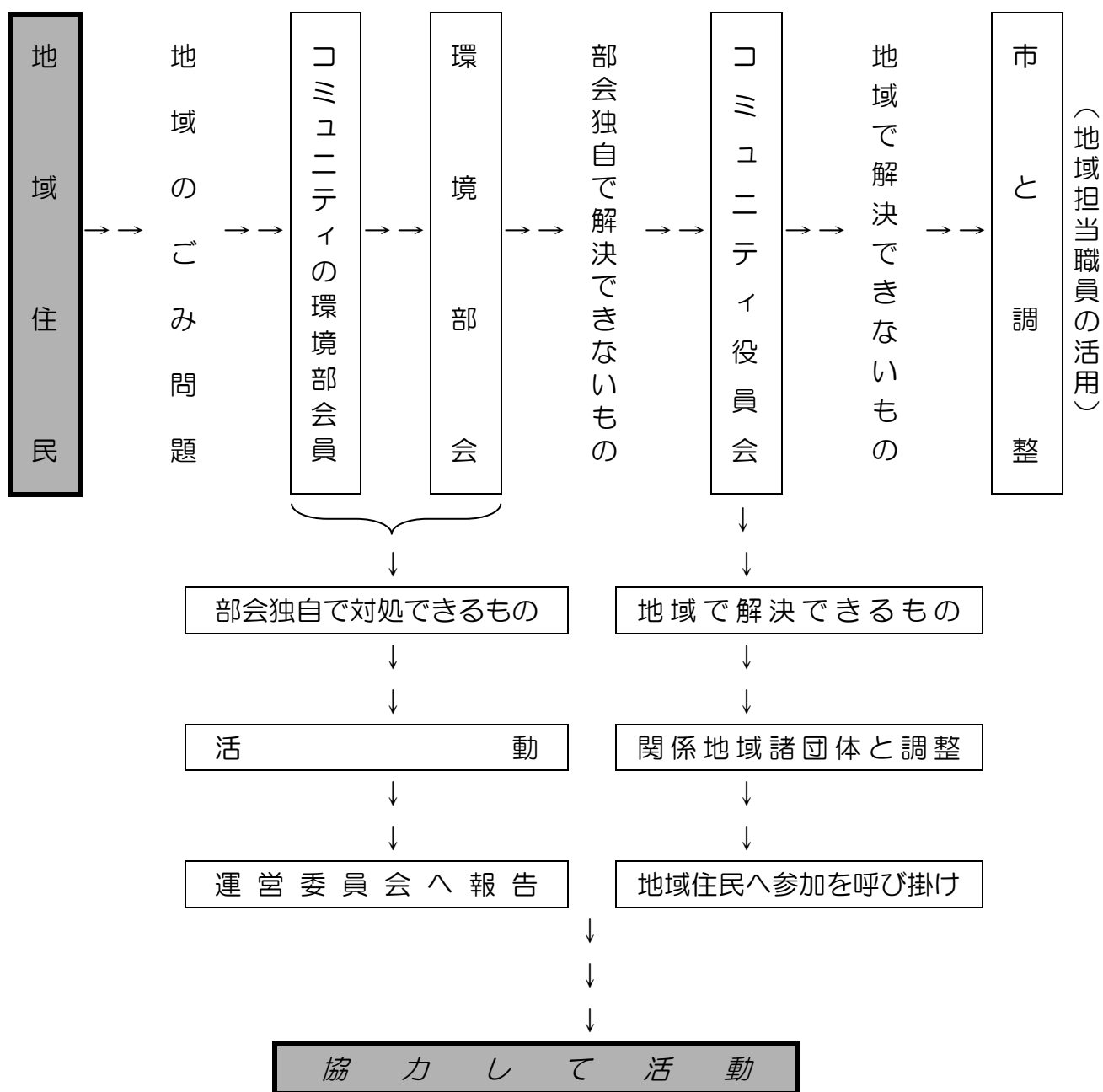
皆さんが自分たちの住んでいる地域の問題を発見し、対策を考え、解決するための活動を通じて、住みよいまちづくりを進めていきます。

コミュニティは、設立以降、地域住民の親睦、連帯感の醸成を目的とした活動を通し、住民同士のつながりを育んできたことで、今では地域問題の解決に向けた活動を行う段階へと移行してきています。一方で、地域住民と地域社会とのつながりの希薄化に伴う防犯、防災の問題、さらには自然環境の保護、少子高齢化などの多様な問題も見えてきました。



私たちは、自分たちの生活を守るとともに、よりよい生活環境をつくるため、お互いが持っている様々な問題を、地域全体で共有し、コミュニティという場で力を合わせ、一つひとつ解決していくことが大切です。地域問題の解決手順としては、次ページのような例示ができます。このように、できるだけ自分たちの手で問題解決していくことによって、地域における自治意識、連帯感が高められます。

【 地 域 問 題 の 解 決 手 順 （ 例 ） 】



※ごみ問題を例として図案化しましたが、
他の部会の活動経路も同様です。



Q コミュニティにとって大切な条件はなん
でしょうか

A 3つの原則が大切

〔 自発性のあるコミュニティ 〕

自発性とは、行動する人自身が決めることです。

コミュニティづくりの特徴は、住民の多様な要求を取り入れ、一致協力して問題の解決に当たろうとする点にあります。地域活動は、義務や強制によって進められるものではありません。住民の自主性、自発性によって進めることが原則です。

〔 自前主義によるコミュニティ 〕

コミュニティは、自発的に選んだ自分たちの活動です。活動を進めるためには、時間、資金や人手が必要となりますが、これらを他に求めるのではなく、自分たちが出し合うことによって進めるのが原則です。

〔 開かれたコミュニティ 〕

コミュニティは、いわゆる会員制度やクラブ組織のような特定な人だけのものではありません。これからのコミュニティは、知らない人を受け入れたり、あるいは知らない人や周辺地域の人たちと協力して、運営していく仕組みが大切です。

いつでも、地域のだれでも参加し、活動できる、開かれたコミュニティづくりを目指しています。



Q コミュニティ活動における市の役割は

A 活動のきっかけづくりを受け持ち

コミュニティ活動における市の役割は、コミュニティ活動が活発に展開されるための条件づくり、環境づくりを積極的に行うことです。つまり、地域住民による自主的、自発的なコミュニティ活動の「きっかけ」づくりを受け持っているといえましょう。

地域社会には、住民が相互扶助的に処理すべき問題と、専門の行政サービスが行うべき問題とが一体となって存在しています。これらの問題については、それぞれが役割分担しあって協力していくなかから本当の解決が図られ、コミュニティ活動も推進されていくものです。

このため、市はコミュニティ施設の整備や活動に対する援助、コミュニティに関する情報の提供など側面的な分野を担当しています。また、コミュニティリーダーの養成などを目的とした各種研修会を、コミュニティ連絡協議会との共催により開催しています。

7年度主な事業等

- ・コミュニティリーダー研修会……………半日 2回
- ・コミュニティ緑化事業……………3回
- ・クリーンキャンペーン……………2回（春・秋）
- ・コミュニティに関する各種情報の提供
- ・コミュニティの組織、事業の企画・立案等に対する
相談、助言等
- ・地域担当職員の派遣

Q どんな活動をするのですか

A 地域の特性にあった活動を

コミュニティの目的は、自分たちで住みよいまちづくりを行うことです。そのためには、地域の特性にあった活動を展開することが大切です。そこで、ここでは一般的に展開されている活動事例を紹介します。

この活動事例を参考にして、皆さんの地域にあった活動を推進してください。

1. 心のふれあいと連帯を深める活動

都市化の進む中で、個人と地域社会との結びつきがだんだんと薄れ、様々な社会問題が起きてきました。その反省として地域では、ふれあいと連帯を深めることを目標に、いろいろな活動が行われています。お祭りや文化活動（文化祭・盆踊り大会など）、各種スポーツ大会（運動会、ソフトボール大会など）、レクリエーション活動、ボランティア活動などは、コミュニティ活動を進めるうえでなくてはならない基礎的なものです。

2. 住みよい快適な環境をつくる活動

住みよい快適な環境をつくりあげていくためには、地域の抱える諸問題をみんなで解決していくことが、欠かせないことです。例えば、交通安全、防犯、防災、資源リサイクル運動、美化運動、緑化活動、福祉活動、街並み保存活動などを通じての地域づくりが考えられます。

3. 人づくりを進める活動

物質的豊かさは、私たちに生活水準の向上をもたらしました。その反面、地域社会の生活環境にも影響を及ぼし、青少年による非行など様々な問題を起こしています。また、私たちは、こうした地域の人たちが持っている課題を的確に把握し、解決するためのリーダーづくりを進めなければなりません。

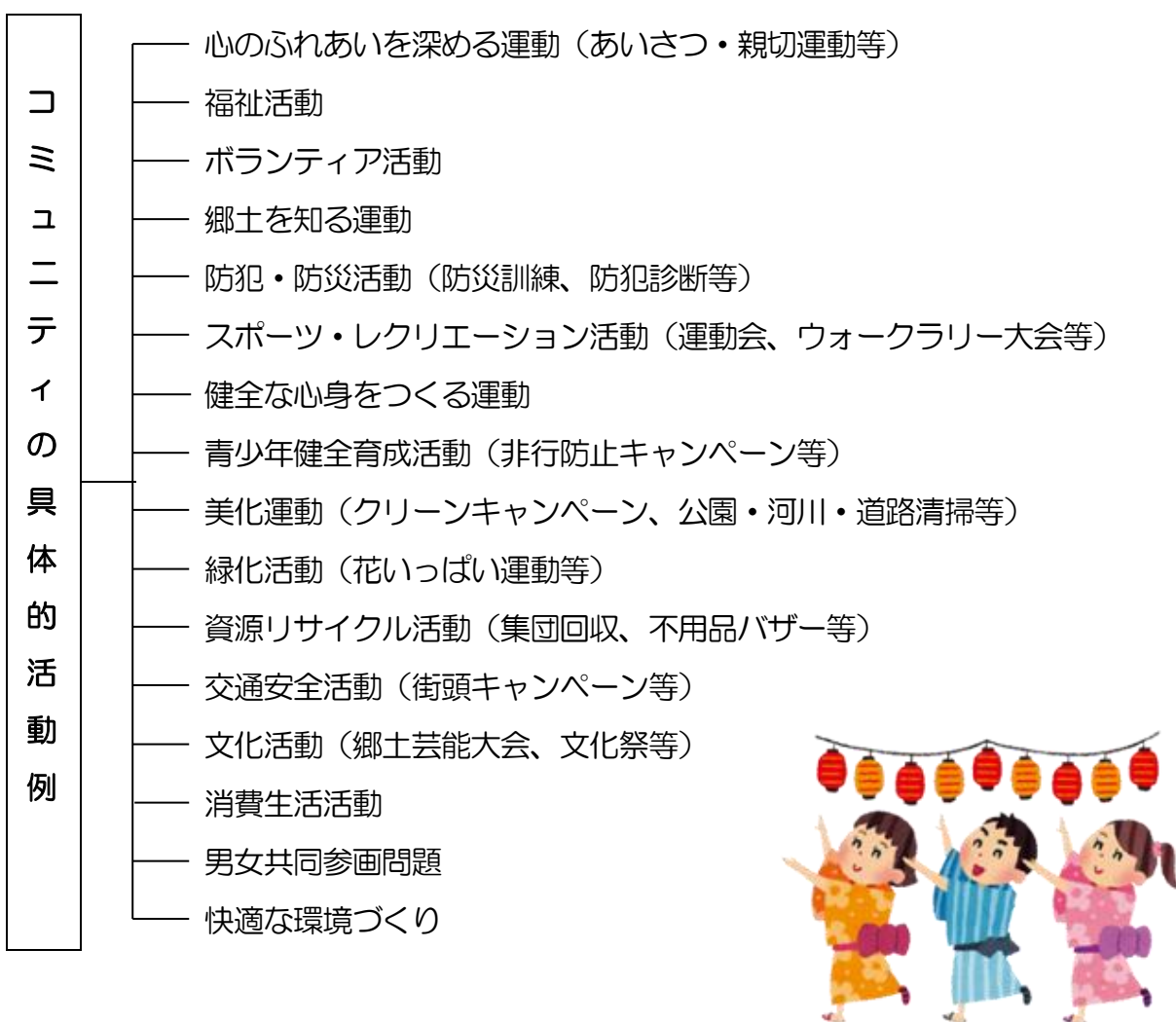
この目標を達成する活動として、健康づくり運動やレクリエーション活動（歩け歩け運動、3世代交流会など）などがあります。また、子どもたちを健全に育成するため、

健全な青少年を育成する運動（街頭啓発、懇談会、講演会など）には、地域をあげて積極的に活動を展開することも必要です。

4. コミュニティ情報の発信

コミュニティ活動は、その内容を企画、実施する一部の方が知っているだけでは不十分です。そこに住むすべての人が、コミュニティに関する情報を共有することが大切です。情報を共有し、みんなで考えることで、住民相互の連帯意識や自分の住むまちを愛する心が、醸成されるのではないのでしょうか。

そのためには、行事案内はもちろんのこと、コミュニティの計画、進め方、その過程で生じた諸問題とそれらを克服した方法や反省など、幅広い情報の発信が望まれます。



Q コミュニティ情報を発信（広報紙等）するには

A コミュニティの情報を発信する意義

コミュニティが地域にとって大切な問題を、住民参加のもと取り組むための基礎的条件として、適切な情報の発信が必要です。このとき、何を発信するかは、コミュニティの活動に結びつけるためのキーポイントとなります。

コミュニティ広報紙は、地域の様子や地域の行事など、身近な情報をタイミングよく伝える重要な手段の一つです。少なくとも月一回の発行に努め、コミュニティ情報を地域の方々に発信しましょう。また、広報媒体は、なにも広報紙に限りません。簡単なチラシや地区回覧でも、大きな効果を生むことができます。今、急速にその需要を伸ばしているSNSなどを取り入れてみるのも面白いのではないのでしょうか。インターネットを利用すれば、会員同士で簡単に情報の発信や交換ができるようになります。

どんな方法であれ、情報を発信することによって、コミュニティの活動内容を幅広く地域の方々に知らせ、情報をみんなで共有することができます。地域の人たちは、情報を手にすることにより、コミュニティの活動を実感し、参加意欲をかきたてられるはずです。つまり、コミュニティ情報は、住民の地域意識を目覚めさせ、相互の連帯感をつくりだす大切な役割を担っています。

【広報紙の場合】

1. まず、コミュニティ広報紙をつくる前に

- (1) だれが、何を、何のために編集するのか。
- (2) どんな方法で、何ページだてにするのか。
- (3) 発行日はいつで、何部づくり、配布方法はどのようにするのか。
- (4) 費用はどうするのか。

2. 何を載せるのか

- (1) コミュニティや地域への関心を高める

コミュニティ広報紙がねらっている記事を載せる（年間行事、アンケート報告など）

(2) 事業PR

コミュニティ活動への理解と参加を呼びかけるには、コミュニティの事業を地域の人たちにPRすることが大切です。そのためには、「〇〇の行事があります」という客観的表現でとどめるのではなく、「〇〇の行事がありますので参加しましょう」という方向づけをして、住民の参加意欲を喚起させることが必要です。

(3) マナーなどの啓発記事

住民のちょっとした協力で、まちがよくなる啓発記事も必要です。

(4) 読みたい記事

読んで参考になる記事（家事メモ、地域案内など）が必要です。

(5) 住民の参加など

住民の参加を求め、みんなのコミュニティ広報紙（インタビュー記事、自由投稿など）にすることが必要です。

3. その他

(1) 原稿を依頼するときは、余裕をもって早めをお願いします。

(2) 書くべきテーマをはっきり伝える。

(3) およその字数を指定する。

(4) 見出しのつけ方は、ひと目見て、記事の内容が分かる、心をうつなど、読みたい気持ちを起こさせるようにする。



※その他、レイアウト、校正のポイントなど、細かい点は、市民協働課までお問い合わせください。要望があれば、コミュニティ連絡協議会主催の広報研修会を開催します。

Q 会議を上手に進めるためにはどうすればよいのですか

A 事前の準備をしっかりと行うこと

1. 効果的な会議とは

会議は、参加者全員が“何のための会議か”という目的、意義を十分認識しなければなりません。また、参加者がお互いに話し合い、考え合って建設的な結論をだすようにすることも大切です。そして、参加者の意見や、討論の結果、決定したことは、できるだけ早く実行してこそ、効果的な会議といえます。



2. 会議の準備

会議の前の準備

- 会議を開く前に、主催者役員は十分な打ち合わせをすることが大切です。
- 通知文には、会議の目的を分かりやすく書きましょう。また、会議の開始時間、終了時間を書きましょう。
- 遅くとも、1週間前にはもれなく通知しましょう。

会議の当日の準備

- 椅子や机の並べ方を、会議の性格によって工夫しましょう。
- 配布資料、名札などは必要に応じて準備しましょう。
- 多人数の会議の場合は、受付を設けると出欠の確認が容易になります。

3. 会議の進め方

- 会議に入る前に書記を指名し、会議の記録を必ず取っておきましょう。
- 司会者は、できるだけ全員に声をかけ、みんなで決めたという満足感ある会議になるよう努めましょう。
- 発言は、司会者の許しを得てしましょう。
- 出席者が多いときは、いくつかの班に分けて、その班で話し合い、あとで班の中から代表者が、まとめた意見を発言してもらう方法もあります。
- 会議は十分な話し合いが必要です。時には、結論を次回にまとめることとして、言いたいことを言いつくさせることも大切です。
- 会議は、概ね2時間以内で終わらしましょう。

Q 市からの交付金はどのようになっていますか

A コミュニティ交付金の使途は自分たちで決定

市では、コミュニティ組織に対して、一般事業補助金と特定事業補助金を交付してきました。このうち、特定事業補助金については、敬老会や防災活動、環境対策など、その使い道、金額が市によって決められていました。平成20年度からは、この制限が緩和（一般財源化）され、名称もコミュニティ事業補助金からコミュニティ事業交付金に変わりました。

これにより、コミュニティの実情や特性に合った使い道を自分たちで考え、決めることができるようになりました。例えば、「今年是这样した事業に力を入れたい」「新たに地域課題を解決するための新規事業に取り組みたい」「将来に向けての事業準備にはいりたい」など、地域の皆さんの想いや夢をより実現しやすくなる制度に生まれ変わりました。

交付金では、コミュニティが、どの事業にいくら使うのか、使い道やお金の配分の自由度が増すこととなります。これまでより、もっと創意工夫のあふれる予算の組み立てをすることができるようになります。その場合は、地域での話し合いや合意形成が重要になります。

もちろん、これまでどおりの事業の実施、予算の組み立てを継続していただいても一向に構いません。これまでどおりの事業の実施をしていくか、新たな事業展開をしていくのかは、地域の実情に合わせて、皆さんの話し合いによって選択することができます。

なお、交付金の額の算定については、次のとおりです。

$$\text{交付金額} = \text{基本額 (1,800,000円)} + \text{人口割額 (270円} \times \text{地区の人口)}$$

Q コミュニティ連絡協議会とはどういう組織ですか

A 各地区コミュニティの情報交換の場



この協議会は、地区コミュニティ組織相互の情報交換や研修活動を通じて、知多市のコミュニティ活動の充実と心ふれあうふるさとづくりを目的に、昭和63年度に設立されました。

会員は、各地区コミュニティから会長と役員2人が参加しています。主な活動としては、情報交換会や各種研修会を開催しています。なお、これらの活動については、各地区コミュニティの負担金で運営されています。

【令和7年度の主な事業】

- | | |
|-------------|----------------|
| ◎ 6月 6日（金） | 第1回コミュニティ連絡協議会 |
| ◎ 6月から8月 | 第1回リーダー研修会（個別） |
| ◎ 6月28日（土） | 第2回リーダー研修会 |
| ◎ 11月19日（水） | 第2回コミュニティ連絡協議会 |
| ◎ 3月 5日（木） | 第3回コミュニティ連絡協議会 |

Q 地域担当職員制度はどういう制度ですか

A 市職員が、専属の相談員としてコミュニティに伺い、皆さんの活動をサポートします

コミュニティ役員の方の負担軽減とコミュニティ活動の活性化を支援するため、地域担当職員がコミュニティの会議等へ出席し、地域の抱える課題の解決や現状の改善につながる情報を収集し、地域に提供します。また、地域としての相談・要望に対し担当職員がともに考え地域と市をつなぎます。

1. 活動内容

① 地域担当職員の派遣を希望する会議（総会、役員会など）がある場合、事前に市民協働課へ「地域担当職員参加要請書」をご提出ください。



※担当職員のスケジュール調整のため、原則、会議の2週間前を目途にご連絡ください。
※会議等への参加要請は、月3回程度を上限でお願いします。

② 派遣希望があった会議に地域担当職員が出席します。



※コミュニティからの相談・要望を受けた地域担当職員が担当課へ連絡するなど、課題解決の支援をします。
※その他、説明が不要な簡易な文書の受け渡しを行います。

③ コミュニティからの相談、要望について回答します。

2. 留意点

- ・会議資料、会議記録の作成などの実働作業は、コミュニティの自主性を阻害する要因にもなりかねないため、担いません。
- ・個人や特定の団体などからの相談、要望は、対応しません。
- ・相談、要望に対する回答は、コミュニティへ正確な情報を伝えるため、地域担当職員からではなく、担当課から行います。

コミュニティ設立一覧表

| 全市組織 | 地区組織 | 設立年月日 |
|--|---|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> コ ミ ュ ニ テ イ 連 絡 協 議 会 S63. 12. 1 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 東 部 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S57. 3. 6 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> つ つ じ が 丘 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S57. 7. 17 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新 知 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S59. 2. 19 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 南 粕 谷 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S59. 2. 25 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 八 幡 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S60. 1. 27 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 旭 南 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S60. 2. 3 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 岡 田 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S61. 2. 22 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 佐 布 里 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S62. 2. 22 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 旭 東 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S63. 2. 21 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 旭 北 コ ミ ュ ニ テ イ </div> | S63. 2. 22 |

知多市のコミュニティ地区別概要

| | コミュニティ 組織の名称 | 設立 年度 | 世帯数 (R7.4.1) | 人口 (R7.4.1) | 地区の 規模 |
|----|---------------------|----------|-----------------|----------------|----------------------|
| 1 | 東 部 コミュニティ | 56 | 6,033 | 13,505 | 新 田 小 学 校 区 |
| 2 | つ つ じ が 丘 コミュニティ | 57 | 3,424 | 6,580 | つ つ じ が 丘 小 学 校 区 |
| 3 | 新 知 コミュニティ | 58 | 4,537 | 10,155 | 新 知 小 学 校 区 |
| 4 | 南 粕 谷 コミュニティ | 58 | 2,154 | 4,798 | 南 粕 谷 小 学 校 区 |
| 5 | 八 幡 コミュニティ | 59 | 5,977 | 13,125 | 八 幡 小 学 校 区 |
| 6 | 旭 南 コミュニティ | 59 | 2,755 | 6,022 | 旭 南 小 学 校 区 |
| 7 | 岡 田 コミュニティ | 60 | 3,212 | 7,626 | 岡 田 小 学 校 区 |
| 8 | 佐 布 里 コミュニティ | 61 | 3,807 | 8,433 | 佐 布 里 小 学 校 区 |
| 9 | 旭 東 コミュニティ | 62 | 1,807 | 3,896 | 旭 東 小 学 校 区 |
| 10 | 旭 北 コミュニティ | 62 | 3,750 | 8,657 | 旭 北 小 学 校 区 |
| | | | 37,456 | 82,797 | |

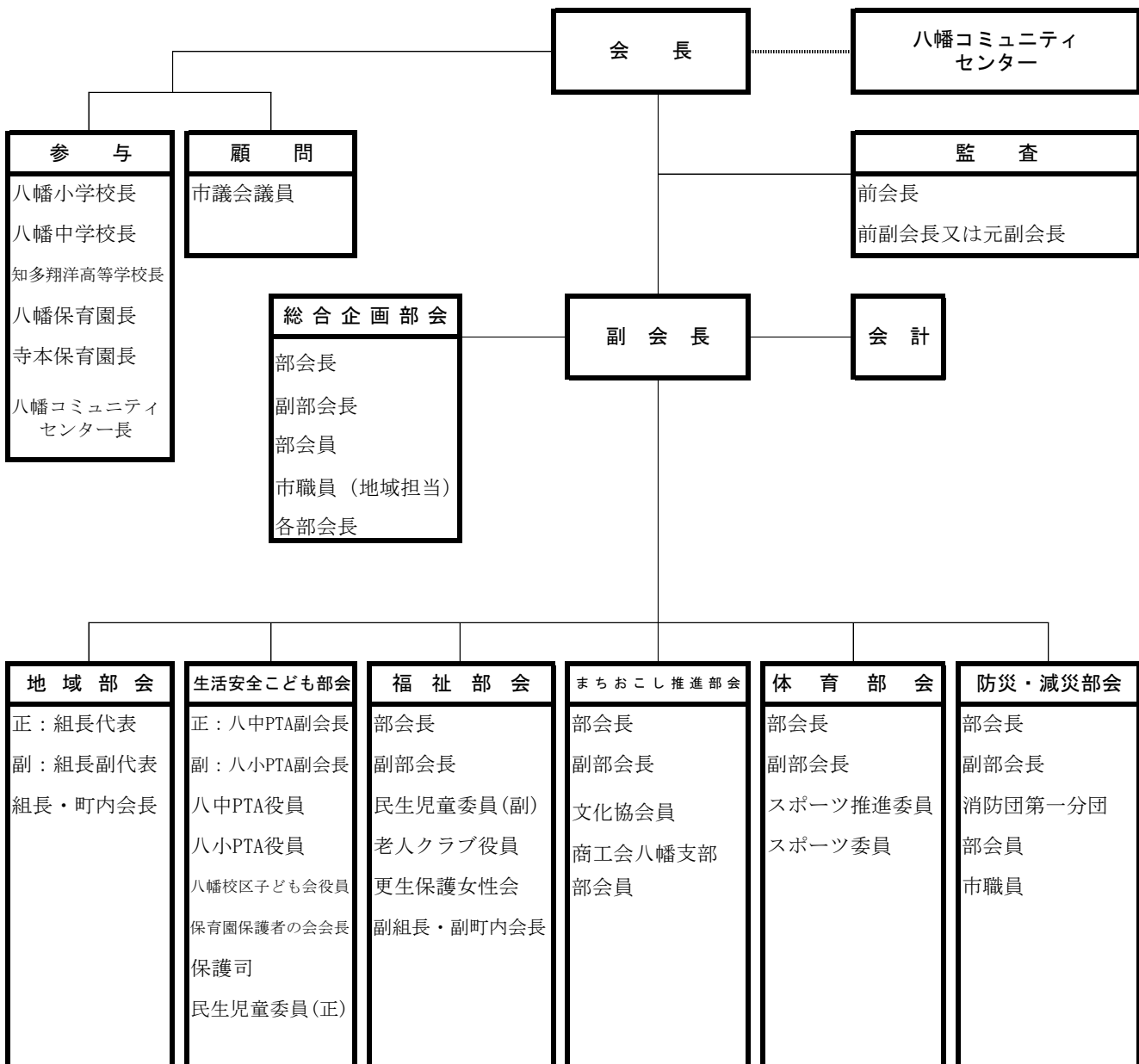
知多市のコミュニティの位置図



※この位置図はイメージであり、区画線などは必ずしも正確なものではありません。

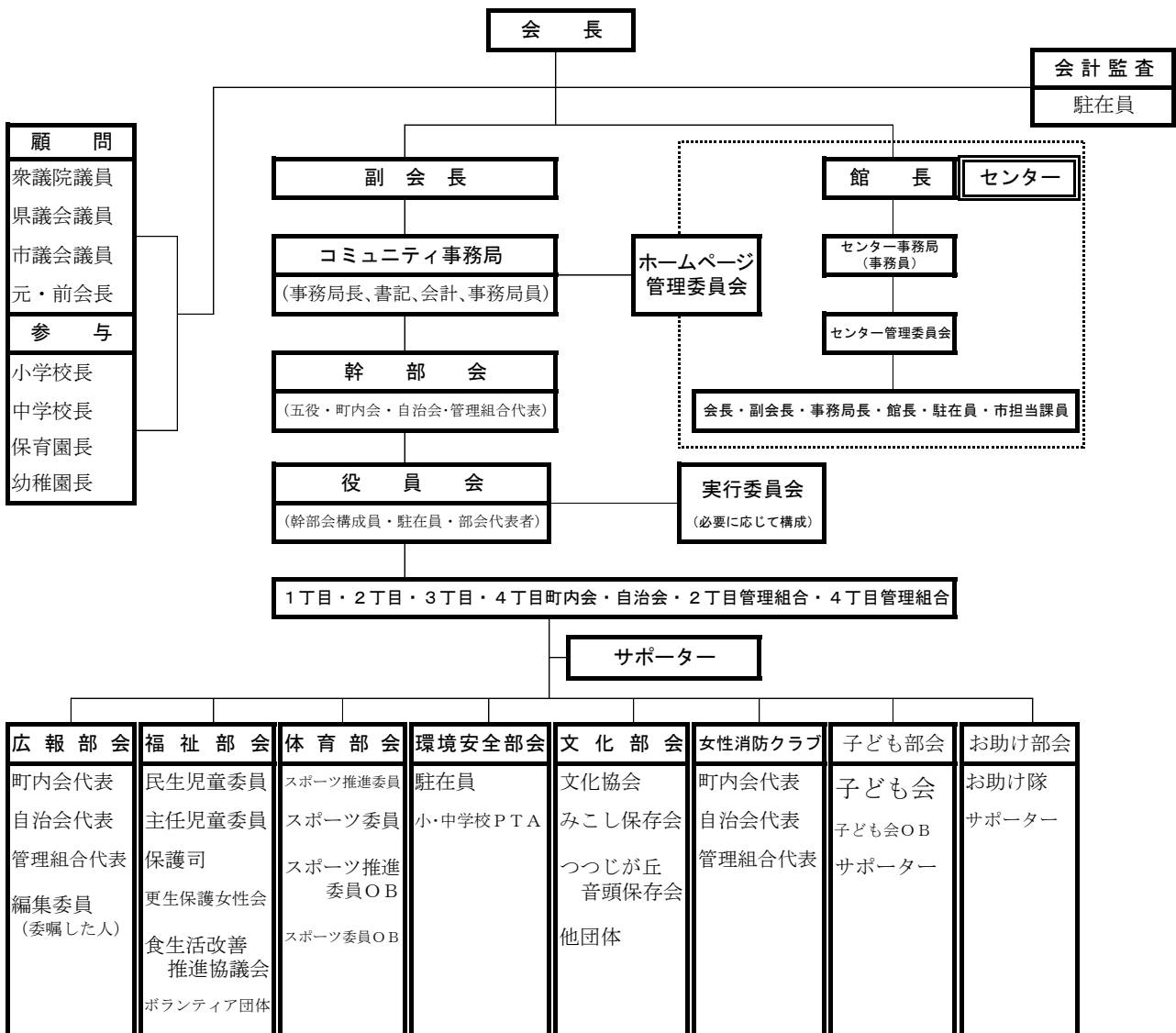
| | | |
|------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 組 織 名 | 八幡コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和60年 1 月 27日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：13, 125人 世帯数：5, 977世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R 7) | 総 合 企 画 部 会 | 事業計画の策定及び推進、その他事務業務 等 |
| | 福 祉 部 会 | まちづくりワークショップ 等 |
| | ま ち お こ し 推 進 部 会 | 盆おどり大会、八幡ふるさと検定 等 |
| | 生 活 安 全 こ ど も 部 会 | あいさつ運動 等 |
| | 体 育 部 会 | 三世代交流、各種スポーツ大会 等 |
| | 地 域 部 会 | カーブミラー点検・清掃、環境美化運動 等 |
| | 防 災 ・ 減 災 部 会 | 防災訓練 等 |
| | 全 体 事 業 | 盆おどり大会、三世代交流 等 |
| 令和7年度収入総額(予算) | 7, 428, 137 | 会費、交付金、寄附金 等 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 5, 501, 000 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 |

【 組 織 図 】



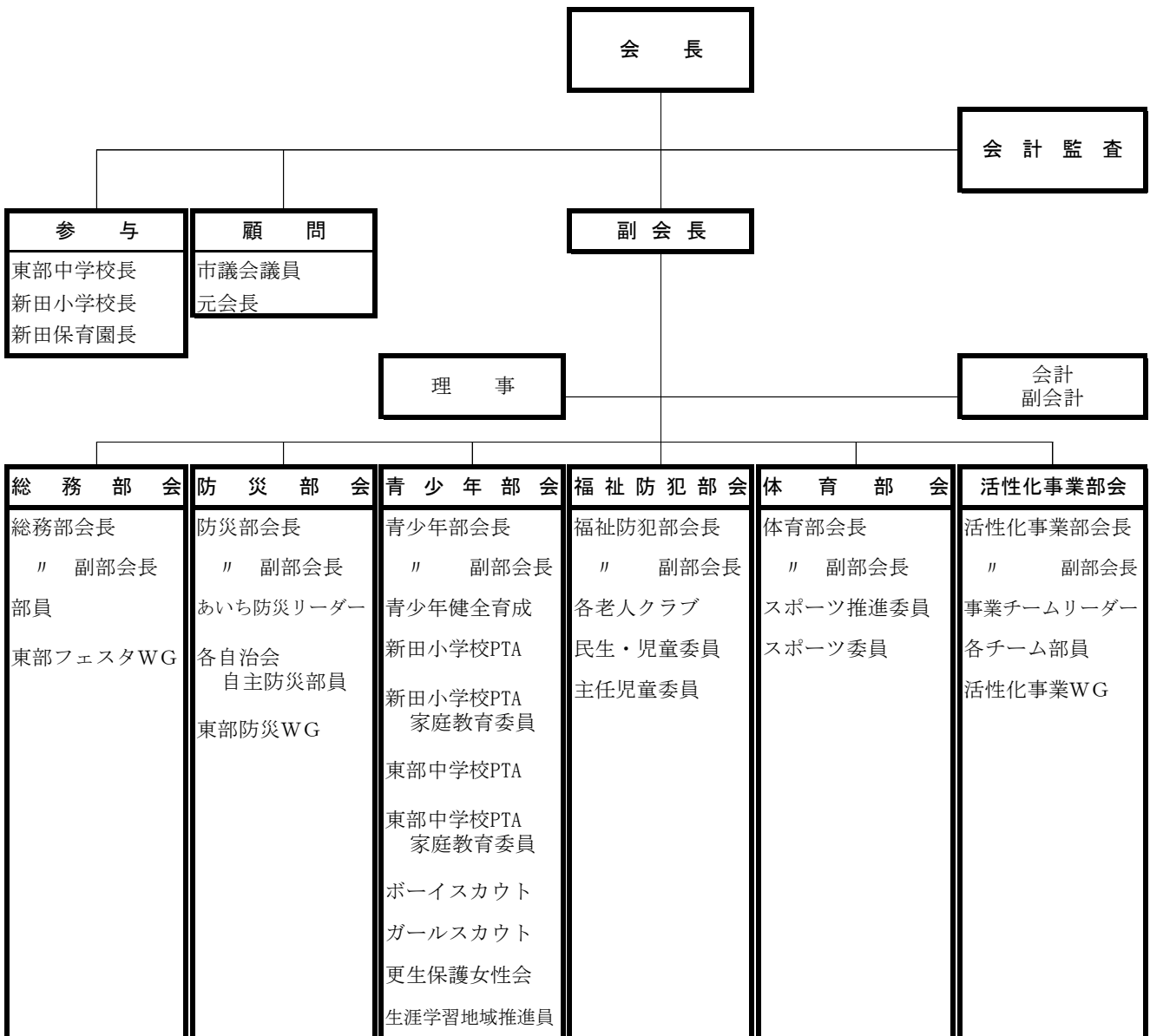
| | | |
|----------------|----------------------------------|------------------------|
| 組 織 名 | つつじが丘コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和57年7月17日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：6,580人 世帯数：3,424世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部会の主な活動内容 (R7) | 広 報 部 会 | 広報紙発行等 |
| | 福 祉 部 会 | お楽しみ会等 |
| | 体 育 部 会 | 各種スポーツ大会、地区運動会等 |
| | 環 境 安 全 部 会 | 挨拶運動等 |
| | 文 化 部 会 | そば打ち教室、文化祭等 |
| | 女 性 消 防 ク ラ ブ | 防災訓練、火災予防広報活動等 |
| | 子 ども 部 会 | ふれあい通りおそうじ、ボーリング大会等 |
| | お 助 け 部 会 | サポーター研修会等 |
| 全 体 事 業 | 運動会、夏祭り、防災訓練、秋祭り、文化祭等 | |
| 令和7年度収入総額(予算) | 6,087,726 | 会費、交付金、協賛金、前年度繰越金、雑収入等 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 3,688,000 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 |

【組織図】



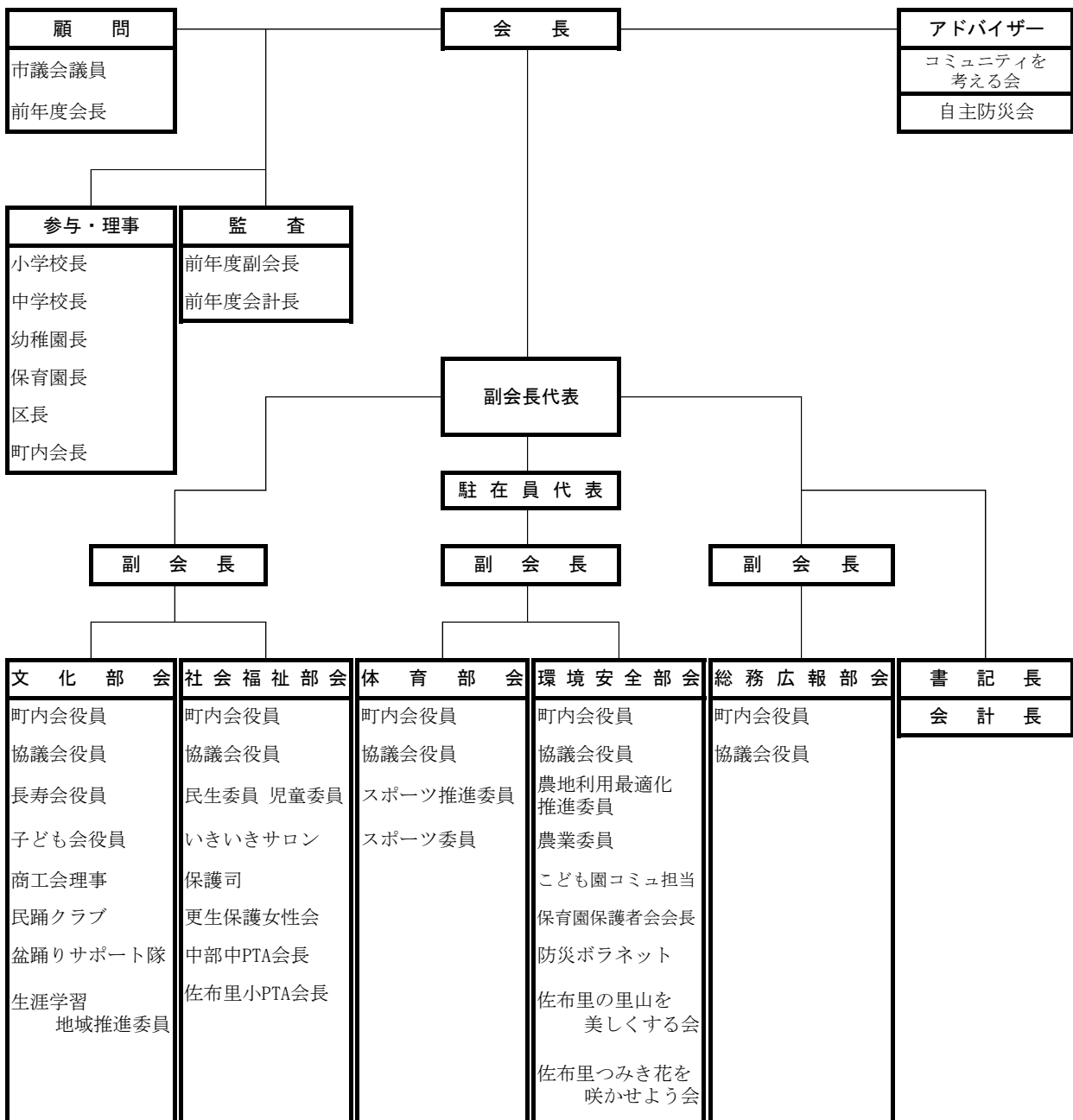
| | | |
|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 組 織 名 | 東部コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和57年3月6日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：13,505人 世帯数：6,033世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R7) | 総 務 部 会 | 交通安全のぼり旗設置 等 |
| | 防 災 部 会 | 避難所運営連絡協議会の開催、防災訓練 等 |
| | 青 少 年 部 会 | 「子どもの声」作文発表会、あいさつ運動 等 |
| | 福 祉 防 犯 部 会 | グラウンドゴルフ校区大会、防犯パトロール 等 |
| | 体 育 部 会 | 各種スポーツ大会 等 |
| | 活 性 化 事 業 部 会 | 親子味噌づくり教室、東部映画劇場、歌声喫茶 等 |
| | 全 体 事 業 | 東部フェスタ、東部スポーツフェスタ、防犯パトロール 等 |
| 令和7年度収入総額(予算) | 7,624,024 | 会費、交付金、前年度繰越金、雑収入 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 5,675,000 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 |

【 組 織 図 】



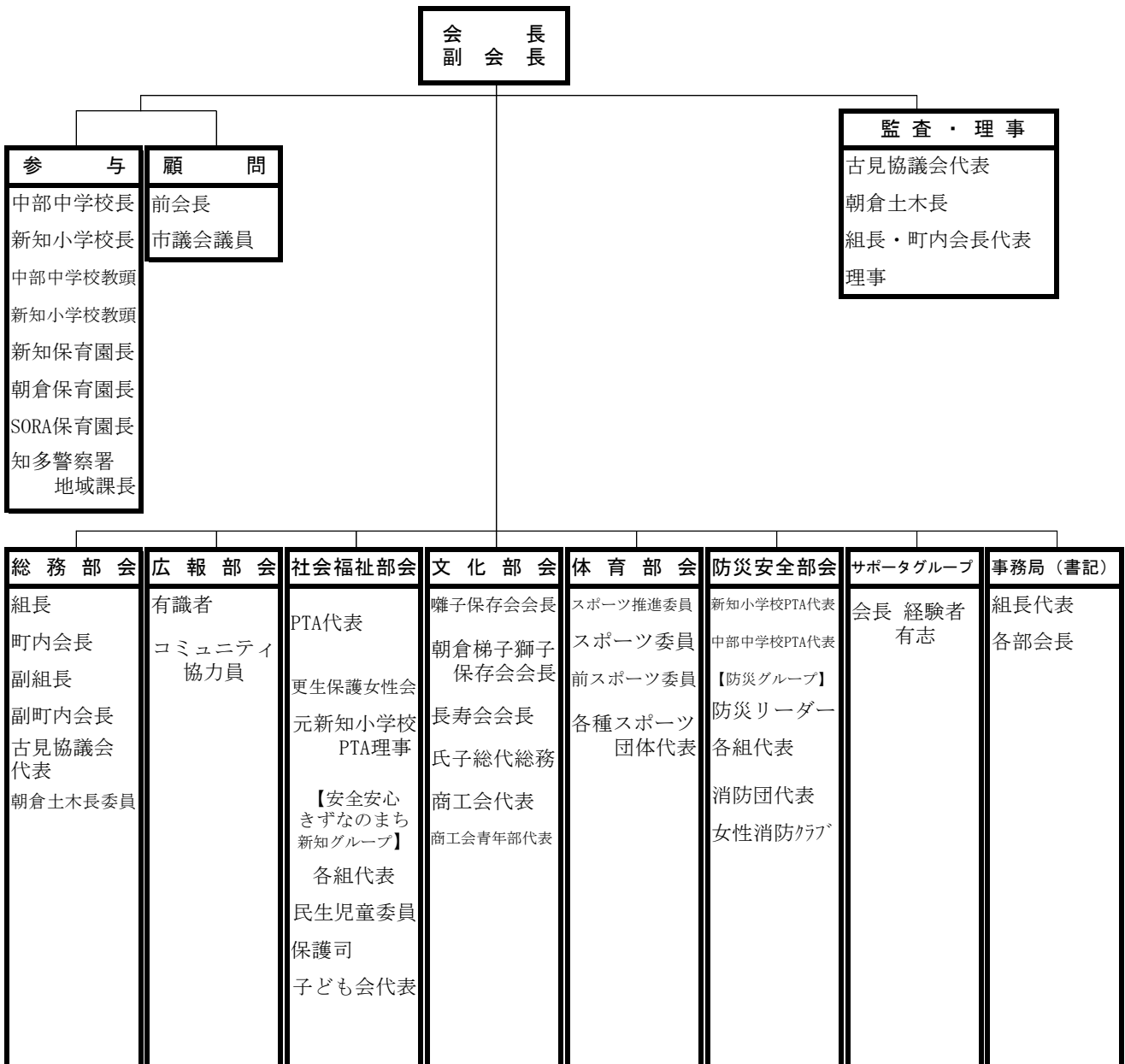
| | | |
|---------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 組 織 名 | 佐布里コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和62年2月22日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：8,433人 世帯数：3,807世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R7) | 総 務 広 報 部 会 | たより発行等 |
| | 文 化 部 会 | 納涼盆踊り大会等 |
| | 社 会 福 祉 部 会 | 交通安全立哨、地域ぐるみあいさつ運動等 |
| | 体 育 部 会 | ウォーキング大会、各種スポーツ大会等 |
| | 環 境 安 全 部 会 | クリーンキャンペーン、緑化事業等 |
| | 自 主 防 災 会 | 地震防災講演会、防災訓練等 |
| | 全 体 事 業 | 総会、納涼盆踊り大会、運動会等 |
| 令和7年度収入総額(予算) | 8,158,117 | 会費、交付金、前年度繰越金、雑収入等 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 4,263,000 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 |

【 組 織 図 】



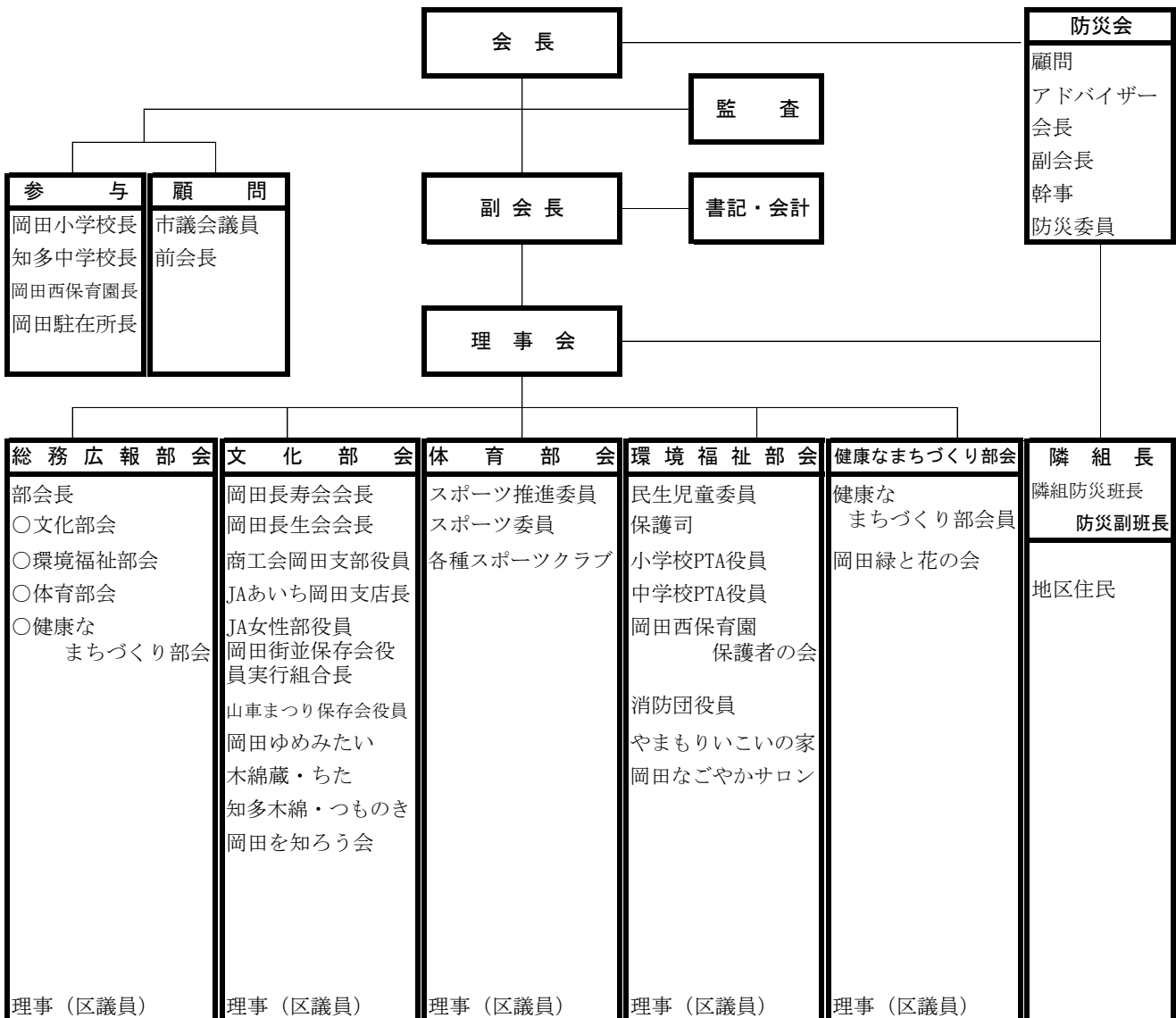
| | | |
|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 組 織 名 | 新知コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和59年 2月19日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：10,155人 世帯数：4,537世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R7) | 総 務 部 会 | 各行事の運営等 |
| | 広 報 部 会 | 広報誌発行等 |
| | 社 会 福 祉 部 会 | ふるさと探究ウォークラリー等 |
| | 体 育 部 会 | 各種スポーツ大会等 |
| | 文 化 部 会 | 三世代交流等 |
| | 防 災 安 全 部 会 | 防災訓練等 |
| | 全 体 事 業 | 盆踊り大会、敬老者祝賀、運動会、防災訓練等 |
| 令和7年度収入総額(予算) | 14,589,000 | 区費、交付金、協賛金、会館使用料、会費等 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 4,673,000 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 |

【 組 織 図 】



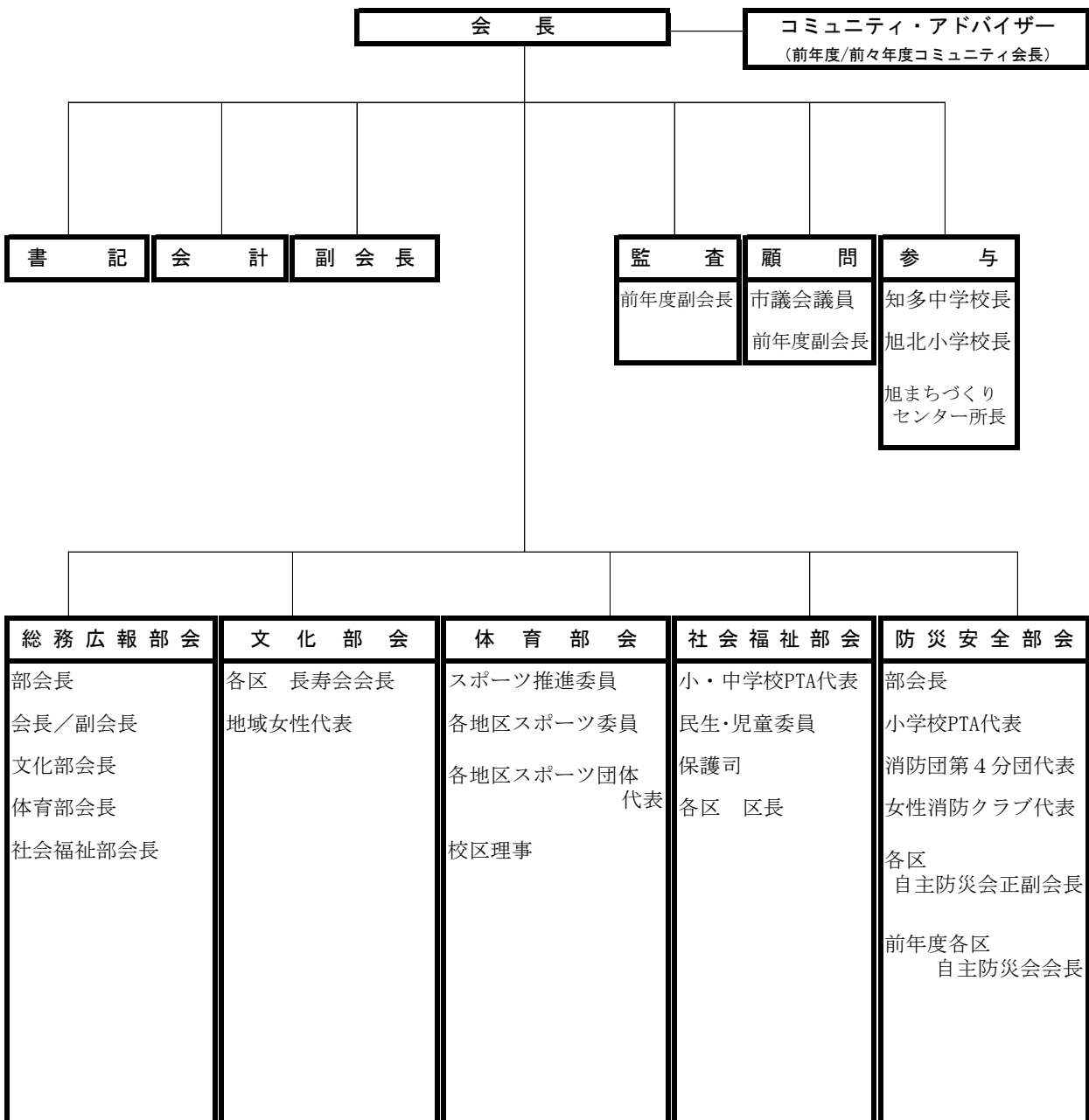
| | | |
|---------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 組 織 名 | 岡田コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和61年 2月22日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：7,626人 世帯数：3,212世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R7) | 総 務 広 報 部 会 | 広報紙発行、年末防犯・防火キャンペーン 等 |
| | 防 災 会 | 防災訓練 等 |
| | 文 化 部 会 | 岡田街並フェスティバル、岡田まちあるきバス 等 |
| | 環 境 福 祉 部 会 | あいさつ運動、青少年健全育成講演会 等 |
| | 体 育 部 会 | スポーツ講座、スポーツフェスティバル 等 |
| | 健康なまちづくり部会 | 花いっぱい運動、ミニコンサート 等 |
| | 全 体 事 業 | 盆踊り大会、敬老事業 等 |
| 令和7年度収入総額 (予算) | 11,220,000 | 会費、交付金、雑収入 等 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 6,527,000 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 等 |

【 組 織 図 】



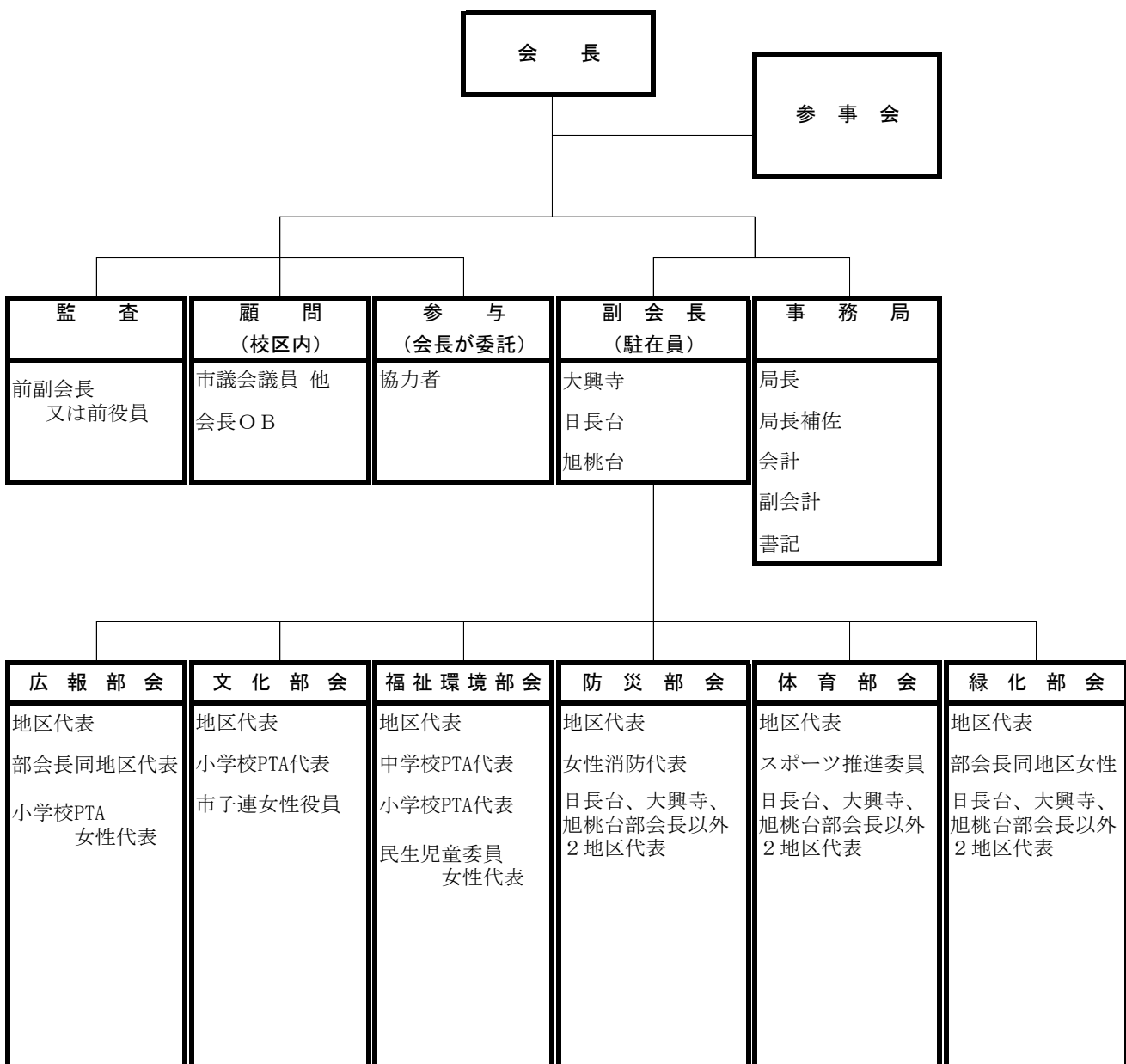
| | | |
|------------------------------|--|--------------------|
| 組 織 名 | 旭北コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和63年 2 月 2 2 日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：8, 6 5 7 人 世帯数：3, 7 5 0 世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R 7) | 総 務 広 報 部 会 | 広報紙発行 等 |
| | 文 化 部 会 | 清掃奉仕活動、歩け歩け運動 等 |
| | 体 育 部 会 | 地区市民運動会、各種スポーツ大会 等 |
| | 社 会 福 祉 部 会 | あいさつ運動、福祉講演会 等 |
| | 防 災 安 全 部 会 | 旭北地区防災訓練 等 |
| | 全 体 事 業 | 盆踊り大会、運動会 等 |
| 令和7年度収入総額(予算) | 5, 5 4 1, 0 0 0 | 会費、交付金、繰越金、寄付金 等 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 4, 3 3 2, 0 0 0 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 |

【 組 織 図 】



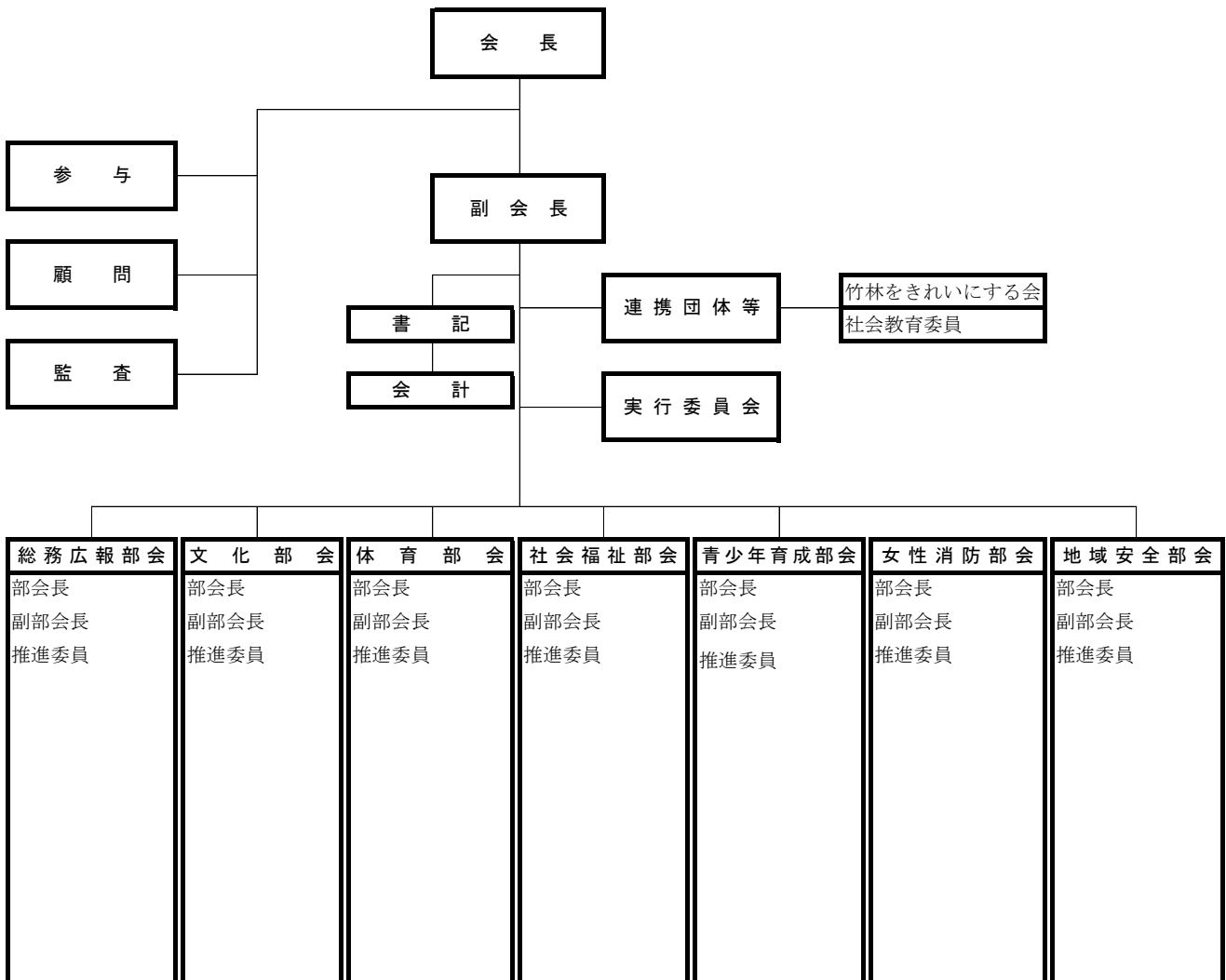
| | | |
|---------------------------|----------------------------------|-----------------------|
| 組 織 名 | 旭東コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和63年2月21日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：3,896人 世帯数：1,807世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R7) | 広 報 部 会 | 広報紙発行等 |
| | 文 化 部 会 | 旭東フェスティバル等 |
| | 体 育 部 会 | 各種スポーツ大会等 |
| | 福 祉 環 境 部 会 | あいさつ運動、年末地域安全夜間パトロール等 |
| | 緑 化 部 会 | 花いっぱい運動、花壇維持管理活動等 |
| | 防 災 部 会 | 防災訓練、自主防災組織訓練ホーター研修会等 |
| | 全 体 事 業 | 旭東スポーツデー、旭東フェスティバル等 |
| 令和7年度収入総額(予算) | 4,758,646 | 会費、交付金、前年度繰越金等 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 2,965,000 | 市交付金、地域福祉活動補助金 |

【 組 織 図 】



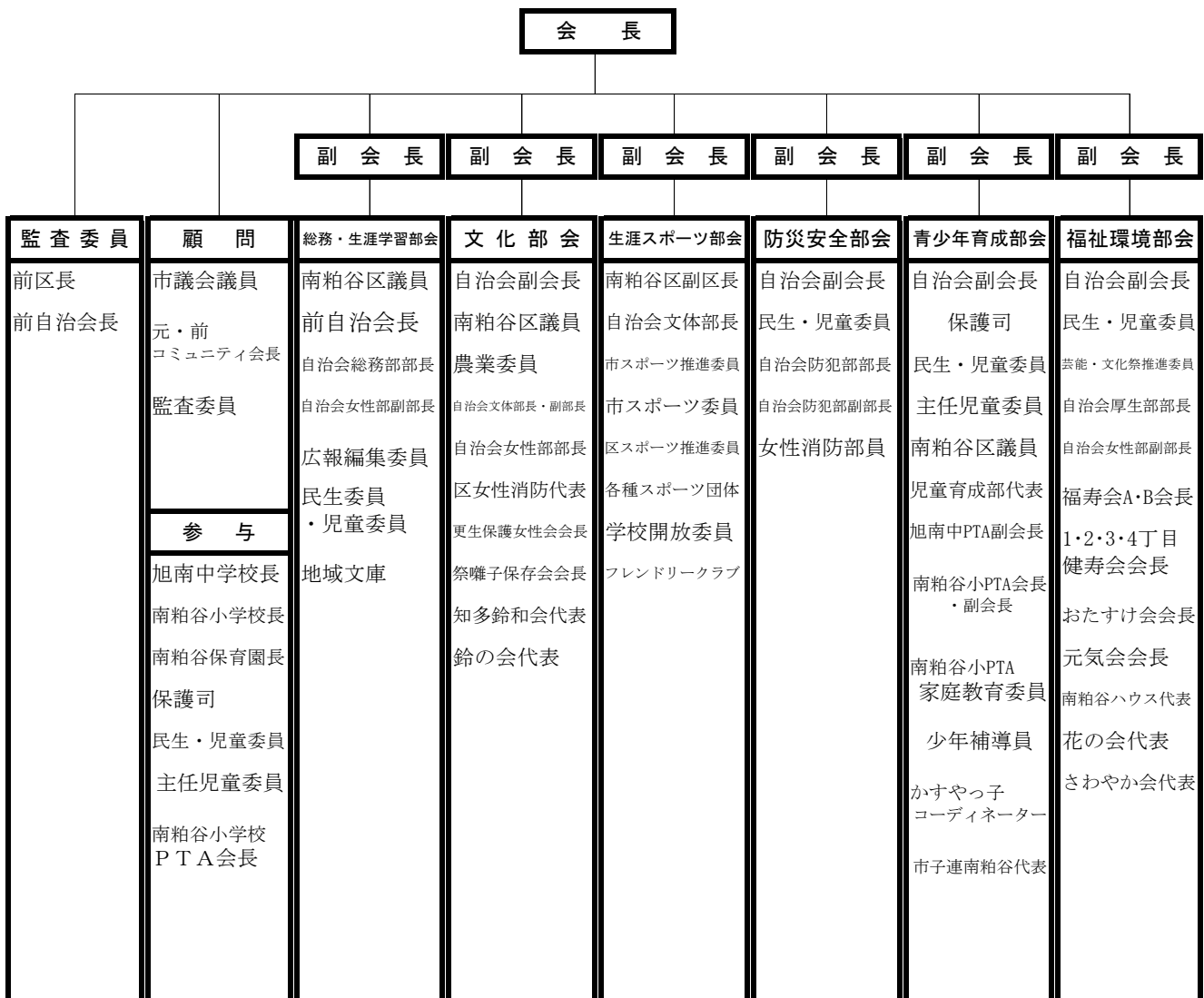
| | | |
|---------------------------|----------------------------------|------------------------|
| 組 織 名 | 旭南コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和60年2月3日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：6,022人 世帯数：2,755世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R7) | 総務広報部会 | 広報紙発行等 |
| | 文化部会 | 盆踊り大会等 |
| | 体育部会 | 各種スポーツ大会、学校開放清掃等 |
| | 青少年育成部会 | 夜間防犯パトロール等 |
| | 社会福祉部会 | 高齢者交流会等 |
| | 地域安全部会 | ひまわり隊パトロール、交通安全街頭啓発運動等 |
| | 女性消防部会 | 防災訓練等 |
| 全 体 事 業 | 盆踊り大会、運動会、防災訓練等 | |
| 令和7年度収入総額(予算) | 5,201,910 | 会費、交付金、前年度繰越金、寄付金、雑収入等 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 3,564,000 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 |

【 組 織 図 】

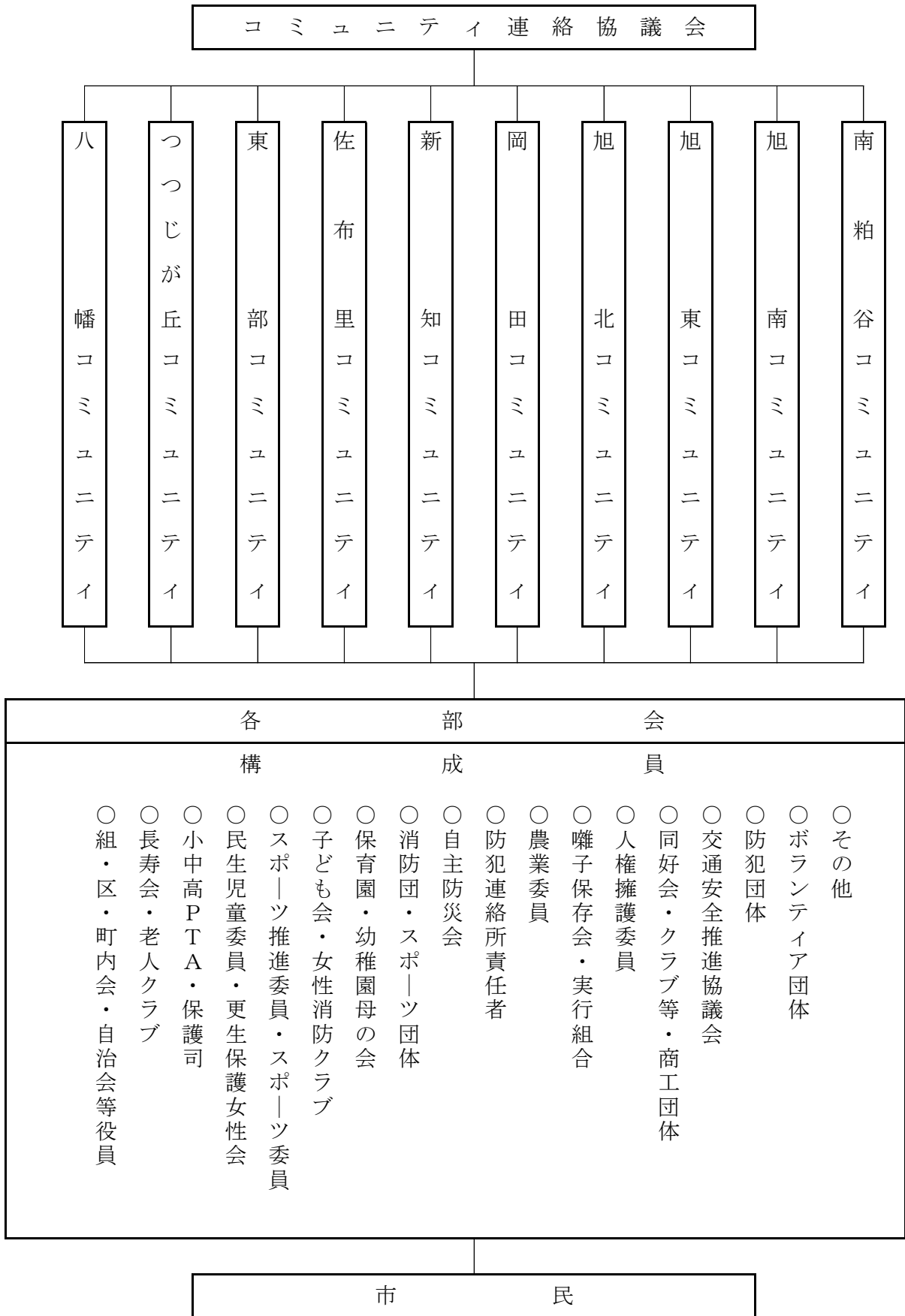


| | | |
|------------------------------|--|-----------------------------|
| 組 織 名 | 南粕谷コミュニティ | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和59年 2 月 2 5 日 | |
| 地 区 の 概 要 | 人口：4, 7 9 8人 世帯数：2, 1 5 4世帯 (R7.4.1現在) | |
| 部 会 の 主 な 活 動 内 容 (R 7) | 総務・生涯学習部会 | 広報誌発行、会計 等 |
| | 文 化 部 会 | サマーフェスティバル 等 |
| | 生 涯 ス ポ ー ツ 部 会 | 各種スポーツ大会、一斉清掃活動 等 |
| | 防 災 安 全 部 会 | 交通安全啓発、防災訓練 等 |
| | 青 少 年 育 成 部 会 | あいさつ運動、青色回転灯パトロール 等 |
| | 福 祉 環 境 部 会 | 元気会・おたすけ会活動 等 |
| | 全 体 事 業 | サマーフェスティバル、防災訓練、文化祭・芸能発表会 等 |
| 令和7年度収入総額(予算) | 5, 5 6 9, 2 3 1 | 地区協力金、交付金、繰越金、雑収入 |
| 上記収入の内の交付金等総額 | 3, 2 0 8, 0 0 0 | 市交付金、社会福祉協議会補助金 |

【 組 織 図 】



知多市コミュニティ連絡協議会組織図



知多市コミュニティ連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、知多市コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、地区コミュニティ組織相互間における情報の交換や研修活動等を通じて、知多市のコミュニティ活動の充実と心ふれあうふるさとを育てるまちづくり実現を目指すことを目的とする。

(構成)

第3条 この協議会は、各地区に設置されているコミュニティ組織2名ずつの代表者をもって構成する。

(事業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全市的なコミュニティ活動の推進に関すること。
- (2) コミュニティの調査活動に関すること。
- (3) コミュニティづくりのための講演会や研修会の開催に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

| | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 書記 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

2 役員は協議会で選出する。

(構成員及び役員任期)

第6条 構成員及び役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし再任を妨げない。ただし、次年度の構成員及び役員が選出されるまでは、前年度の構成員及び役員がその職にあたるものとする。

2 構成員及び役員は、地区コミュニティ組織の代表者としての資格を失ったときは、構成員及び役員職を失う。ただし、補欠で選出された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。ただし、その職務の代理については副会長で協議する。

3 書記は、この協議会の事務を担当する。

4 会計は、この協議会の経理を担当する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第9条 この協議会の事務局は、知多市企画部市民協働課内におく。

(会計)

第10条 協議会の経費は、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

2 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 その他この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り定める。

附則

この規約は、昭和63年12月1日から施行する。

附則

この規約は、平成元年7月7日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成3年6月5日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成7年6月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成14年6月4日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成27年6月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この規約は、令和元年6月7日から施行する。

附則

この規約は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。